

甲府市上下水道局告示第36号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書の提出を招請する。

平成30年7月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

1 業務名称

甲府市上下水道施設設備管理システム構築業務委託

2 業務概要

本業務は、甲府市上下水道局が管理する上下水道施設に対して、災害時における復旧作業や施設の保全管理を効果的に推進するために、浄水場及び配水池等に関する既存のデータベースを活用し、危害要因分析等管理上必要な情報の把握と共有化により、災害時における目標復旧時間内での復旧により業務中断に伴うリスクの低減を図るための業務継続システムと、処理場及びポンプ場施設・設備の既存のデータベースを活用し、計画的な改築事業の検討に活用すること及び維持管理業務の効率的な推進を図るためのストックマネジメントシステムを統合したシステム（以下「本システム」という。）の構築を行うものである。なお、クラウド方式によるシステムを構築するとともに、併せて、本システムの構築後にかかるシステム運用に関するサービス提供を行うものとする。

構築にあたり、業務継続マネジメントと施設設備管理のより一層の業務効率効果が得られるように、別途「仕様書」に定める業務について、民間の高度な専門的知識やノウハウなどを活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザルを実施する。

3 履行場所

甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道局外

4 履行期間

契約締結日から平成31年3月20日

5 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。なお、参加形態は事業者単独とし、JVでの参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 甲府市上下水道局入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 本件にかかる公告日から優先交渉権者決定までの間に、「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 直近2年間の国税および地方税に滞納がないこと。
- (7) 告示日現在において、上水道事業体若しくは下水道事業体に対しクラウド方式によるアセットマネジメント若しくはストックマネジメントに必要な設備管理システムを元請として導入した実績（現在導入業務履行中のものは実績に含めない。）がある者、又は本業務に類似する十分な実績及び能力を有している者。なお、「本業務に類似する」とは、企業の実績として以下の①又は②の実績を有することをいう。
 - ① 行政人口20万人以上の地方公共団体において、過去10年間で、上水道事業における浄配水施設を対象としたアセットマネジメント業務又は下水道事業における処理施設を対象としたアセットマネジメント業務
 - ② 過去10年間で、上水道事業における処理能力100,000m³/日以上浄水施

設又は下水道事業における処理能力 100,000m³/日以上浄化施設の運転管理を行う業務

6 手続等

配布資料、提出期限及び提出場所等については、甲府市上下水道局ホームページ掲載の「甲府市上下水道施設設備管理システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領」等を参照すること。

ホームページアドレス：<https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

7 事務局

甲府市上下水道局工務部工務総室計画課

山梨県甲府市下石田二丁目23番1号

TEL：055-228-3861（直通）

電子メール：jougekk@city.kofu.lg.jp